

## 監査委員の選定の方針

当社の企業理念である「経営の要旨」と、そこに示された当社の普遍的な使命をサステナビリティの視点から明文化した「サステナビリティ経営方針」、および中長期的に目指していくお客さまの視点から見た当社の姿を示す「住友生命ブランドビジョン」に則り、執行役および取締役の職務の執行についての適法性および妥当性の監査を行い、総代会に提出する会計監査人の選任および解任ならびに不再任に関する議案の内容を決定し、内部統制システムの構築および運用の状況の監査、その他取締役会が必要と認める事項の監査を行うことができる十分な知識および経験ならびに高い見識を有すると認められることを監査委員の要件とする。

なお、「監査委員」については、保険業法第8条の2の定めに従い、以下の観点から、その適格性の確認を行うものとする。

1. 保険会社の執行役および取締役の職務の執行の監査を的確、公正かつ効率的に遂行することができる知識および経験を有していること。
  - a. 内部統制システムの構築・運用に係る取締役会の審議等において、積極的な役割を果たすに足る知識・経験を有していること。
  - b. その他独立した立場から執行役および取締役の職務を監査することにより、保険会社の健全かつ適切な運営を確保するための知識・経験を有していること。
2. 十分な社会的信用があること。